

西東京市にお住いの保護者の方へ

無認可幼児施設の補助金申請書の提出について

1. 補助金の種類

制度名	制度概要／対象経費・上限	
保護者負担軽減事業費補助金	保育料等を納入した保護者の方への市の補助金です。 所得制限はありません。	
	入園料(初年度)・保育料(全世帯)	月額上限 25,700円

*記載の金額は上限額です。実際に支払った金額の方が低い場合は、その金額までが補助額となります。

*月途中の入園・退園、転入・転出等があった場合、その月の上限額は日割り計算されます。

2. 提出書類

(1) 令和6年度西東京市無認可幼児施設保護者負担軽減事業費補助金申請書兼請求書

(2) 本人確認書類の写し(以下参照)

	該当する方	必要な書類
必須	申請者全員	<p>本人確認書類(次から1点または2点) *直接持参の場合は、窓口での提示のみで足りません。</p> <p>1点で確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード表面のコピー ・官公署発行の顔写真付き証明書*(運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳等)のコピー <p>※氏名、生年月日または住所が記載されたもの</p> <p>2点で確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険被保険者証のコピー ・年金手帳のコピー(氏名・生年月日等が記載されているページ) ・児童扶養手当証書のコピー ・特別児童扶養手当証書のコピー ・官公署発行の氏名、生年月日または住所が記載されている書類のコピー

3. 提出期限・提出先

通園している施設から提出日の指定がありますので、指定された日までに施設へ提出してください。

万が一、指定された期限までに提出できない場合は、通園先にその旨を伝え、市へ持参または郵送してください。

4. 交付予定日

前期分:令和6年11月末、後期分:令和7年5月末の入金予定です。

具体的な日付と金額は、決定後、申請者に通知いたします。

5.注意事項

- (1) 西東京市個人情報保護条例等により、お問い合わせ内容によっては、電話での対応をお断りする場合がございます。ご本人確認ができるものをお持ちいただければ、窓口での対応は可能です。
- (2) 申請書は郵送でもお受けしますが、郵送により発生した問題に関しては、市では責任を負いかねますので予めご了承ください。
- (3) 記入内容に不備がある場合、支払い時期が遅れる場合がありますので、誤りや記載漏れ等がないか十分に確認した上で、ご提出いただきますようお願いいたします。
- (4) 児童養護施設、ファミリーホームの入所児童および里親に委託している里子は、保護者負担軽減事業費補助金においては補助の対象外となります。
- (5) 施設等利用給付認定(新2号・新3号)をお持ちの方は、今回の申請書ではなく、「施設等利用費請求書」(前期分:9月頃、後期分:3月頃ホームページ掲載)を市へ直接提出いただく必要があります。年度途中で認定開始・認定終了する場合は、いずれの書類も必要となりますのでご注意ください。

【 問合せ先 】〒188-8666 西東京市南町5-6-13
西東京市子育て支援部 幼児教育・保育課 給付係
直通:042-497-4926 アドレス:hoiku@city.nishitokyo.lg.jp